

第13回高田郡六町合併協議会次第

日 時：平成15年4月17日（木）

午後1時30分～

場 所：吉田町中央公民館 2階 講堂

1 開 会

2 あいさつ 高田郡六町合併協議会 会長 児 玉 更 太 郎

3 会議録署名委員の指名

4 議 題

(1) 報告事項

報告第23号 協議会委員等の異動について

報告第24号 事務局組織の変更について

報告第25号 合併協定調印式の日程について

(2) 協議事項

協議第68号 合併協定書（案）について

協議第69号 安芸高田市市章選考方法について

5 閉会のあいさつ 高田郡六町合併協議会 副会長 織 田 卓 荘

6 閉 会

報告第23号

協議会委員等の異動について

次のとおり、協議会委員等の異動があったので報告します。

平成15年4月17日提出

高田郡六町合併協議会
会長 児玉 更太郎

交代（平成15年4月1日付）

規約第8号第2項に規定する顧問

変更前	変更後
広島県芸北地域事務所長 田原 克尚	広島県芸北地域事務所長 亀頭 睦訓

規約第9号第1項第3号に規定する委員

変更前	変更後
高田郡歯科医師会会長 森田 六郎	高田郡歯科医師会会長 黒岩 整治

辞職（平成15年3月31日付）

規約第9号第1項第3号に規定する委員

変更前	変更後
向原町学識経験者 小野 剛世	(欠員)

報告第 2 4 号

事務局組織の変更について

事務局組織の変更について報告する。

平成 1 5 年 4 月 1 7 日提出

高田郡六町合併協議会
会 長 児玉 更太郎

高田郡六町合併協議会事務局規程の一部を改正する規程

高田郡六町合併協議会事務局規程（平成14年4月1日高田郡六町合併協議会会長制定，平成14年6月1日一部改正）の一部を次のように改正する。

第3条中「総務第一グループ，総務第二グループ，企画グループ，事業グループ」を「総務グループ，事務例規調整グループ，電算統合グループ」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

区 分	分 掌 事 務
総務グループ	<ol style="list-style-type: none"> 1 合併協議会及び幹事会の会議に関する事。 2 合併協定項目の総括に関する事。 3 合併の諸手続きに関する事。 4 人事・組織に関する事。 5 財産に関する事。 6 予算編成に関する事。 7 補助金等に関する事。 8 庶務及び会計に関する事。 9 協議会等の傍聴に関する事。 10 会議録の作成整理に関する事。 11 合併に関する資料の整理に関する事。 12 国，広島県との連絡調整に関する事。 13 各町との連絡調整に関する事。 14 合併直後の事業（開庁式，閉庁式，市長選挙等）に関する事。 15 広報企画に関する事。 16 専門部会のうち，総務部会，企画部会及び議会部会の会議に関する事。 17 市町村建設計画に関する事。 18 財政計画に関する事。 19 新庁舎に関する事。 20 財務会計事務の統一に関する事。 21 合併に当たっての懸案事項への対応に関する事。 22 市制施行に伴う新たな事務事業の事前準備に関する事。 23 その他他に属しない業務に関する事。
事務例規調整グループ	<ol style="list-style-type: none"> 1 新例規等の総括に関する事。 2 事務処理手順等の実態把握及び一元化に関する事。 3 文書事務の統一に関する事。 4 専門部会（総務部会，企画部会及び議会部会を除く。）の会議に関する事。 5 合併協定項目（各種事務事業に係るもの）の調整に関する事。
電算統合グループ	<ol style="list-style-type: none"> 1 電算の一元化に関する事。 2 ネットワークの構築及び地域情報化に関する事。

附 則

この規程は，平成15年4月1日から施行する。

高田郡六町合併協議会事務局規程

(趣旨)

第1条 この規程は、高田郡六町合併協議会規約第15条第2項の規定に基づき、高田郡六町合併協議会(以下「協議会」という。)の事務局に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 事務局は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 協議会の会議に関すること。
- (2) 協議会の協議資料の作成に関すること。
- (3) 協議会の庶務に関すること。
- (4) その他協議会の運営に関し必要な事項

(組織及び事務分掌)

第3条 前条各号に掲げる事務を処理するため、事務局に総務グループ、事務例規調整グループ、電算統合グループを置く。

2 各グループの分掌事務は、別表第1のとおりとする。

(職員)

第4条 事務局に事務局長、事務局次長、グループ・リーダーその他必要な職員を置く。

(職員の職務)

第5条 事務局長は、協議会の会長(以下「会長」という。)の命を受け、事務局の事務を総括する。

2 事務局次長は、事務局長の指示を受け、次に掲げる職務を行う。

- (1) 事務局内の連絡調整
- (2) 事務局長の職務の補佐
- (3) 事務局長に事故あるとき又は欠けたときの職務の代理

3 グループ・リーダーは、事務局長の指揮監督を受け、自己の分掌する事務を処理するほか、次に掲げる職務を行う。

- (1) グループ相互間の連絡及び調整
- (2) 所掌するグループに属する事務の進行管理及び職員の指揮監督

4 その他の職員は、上司の命を受け、事務局の事務に従事する。

(会長の決裁事項)

第6条 会長が決裁する事項は、次のとおりとする。

- (1) 協議会の運営に関する基本方針の決定に関すること。
- (2) 協議会に提案する議案の決定に関すること。
- (3) 協議会の予算及び決算に関すること。
- (4) 規程等の制定及び改廃に関すること。
- (5) その他特に重要と判断される事項

（事務局長の専決事項）

第7条 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。

- （1）1件の金額が50万円以下の予算の執行に関すること。
- （2）職員の服務に関すること。
- （3）重要でない通知、申請、届出、照会、回答及び報告等に関すること。
- （4）吉田町、八千代町、美土里町、高宮町、甲田町及び向原町との連絡調整に関する
こと。
- （5）その他事務局に関する軽易な事項に関すること。

（代理決裁）

第8条 会長が不在のときは、あらかじめ定められた順位に従い、副会長がその事務を代理決裁する。

- 2 会長、副会長がともに不在のときは、事務局長がその事務を代理決裁する。

（代理決裁の制限）

第9条 前条の規定にかかわらず、あらかじめその処理について特に指示を受けた場合又は緊急やむを得ない場合を除き、重要な事項又は異例若しくは疑義のある事項は代理決裁をしてはならない。

（代理決裁の手続き）

第10条 代理決裁した事項については、速やかに決裁権者の後閲を受けなければならない。ただし、軽易な事項についてはこの限りではない。

（公印の取扱い）

第11条 協議会等の公印の名称、ひな形、寸法、書体及び用途は、別表第2のとおりとする。

- 2 協議会等の公印の保管は、事務局長が行う。

（職員の服務）

第12条 職員の服務及び勤務時間その他の勤務条件については、会長が属する町の条例、規則その他の規程を適用する。

（給与等）

第13条 職員の給与、共済費等については、別に定める方法により支給し、6町の負担とする。

- 2 職員の旅費については、会長が属する町の例により協議会が支給する。

（その他の必要事項）

第14条 この規程に定めるもののほか、事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成14年6月1日から施行する。

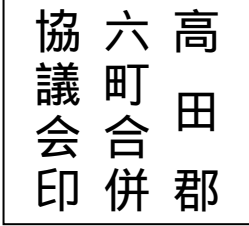
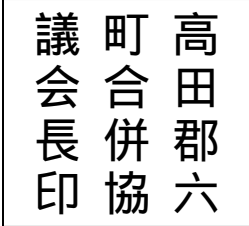
附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

区 分	分 掌 事 務
総務グループ	<ol style="list-style-type: none"> 1 合併協議会及び幹事会の会議に関する事。 2 合併協定項目の総括に関する事。 3 合併の諸手続きに関する事。 4 人事・組織に関する事。 5 財産に関する事。 6 予算編成に関する事。 7 補助金等に関する事。 8 庶務及び会計に関する事。 9 協議会等の傍聴に関する事。 10 会議録の作成整理に関する事。 11 合併に関する資料の整理に関する事。 12 国、広島県との連絡調整に関する事。 13 各町との連絡調整に関する事。 14 合併直後の事業（開庁式、閉庁式、市長選挙等）に関する事。 15 広報企画に関する事。 16 専門部会のうち、総務部会及び議会部会の会議に関する事。 17 市町村建設計画に関する事。 18 財政計画に関する事。 19 専門部会のうち、企画部会の会議に関する事。 20 新庁舎に関する事。 21 財務会計事務の統一に関する事。 22 合併に当たっての懸案事項への対応に関する事。 23 市制施行に伴う新たな事務事業の事前準備に関する事。 24 その他他に属しない業務に関する事。
事務例規調整グループ	<ol style="list-style-type: none"> 1 新例規等の総括に関する事。 2 事務処理手順等の実態把握及び一元化に関する事。 3 文書事務の統一に関する事。 4 専門部会（総務部会、企画部会及び議会部会を除く。）の会議に関する事。 5 合併協定項目（各種事務事業に係るもの）の調整に関する事。
電算統合グループ	<ol style="list-style-type: none"> 1 電算の一元化に関する事。 2 ネットワークの構築及び地域情報化に関する事。

別表第2（第9条関係）

1 名称	高田郡六町合併協議会 印	高田郡六町合併協議 会長印
2 ひな形		
3 寸法	3.0cm×3.0cm	3.0cm×3.0cm
4 書体	てん書体	てん書体
5 用途	対外全般	対外全般

高田郡六町合併協議会事務局事務分掌表

職名	氏名	所掌事務	担当部会	副担当	備考
事務局長	田丸孝二 <甲田>	総括，総合調整に関すること		來山	
事務局次長	來山 哲 <県>	事務局長の補佐に関すること 国，県との連絡調整に関すること		田丸	
総務グループ	総務GL	山平 修 <美土里>	総務	内藤	
	総務SGL	小田 忠 <高宮>	企画	福井	
	企画員	土井 実貴男 <甲田>		山平	
	企画員	福井 正 <八千代>		小田	
	企画員	内藤 道也 <向原>		山平	

事務例規調整グループ	事務例規調整 GL	森川 薫 <吉田>	事務例規調整グループの総括に関すること 文書の管理・引継ぎ・保存に関すること 例規・要綱・要領等の策定に関すること 事務処理マニュアルの作成に関すること 議会部会に関すること	議会	中川	
	事務例規調整 SGL	中川 雅夫 <八千代>	事業グループの総括に関すること 事務事業調整の総括に関すること 教育部会に関すること 戸籍・住民部会に関すること 所管する専門部会の例規の調整に関すること 所管する事務処理マニュアルの調整 所管する公共的団体の統合に関すること	教育 戸籍・住民	猪掛	
	企画員	猪掛 公詩 <高宮>	産業部会に関すること 土木・建築部会に関すること 上・下水道部会に関すること 農業公社の統合に関すること 所管する専門部会の例規の調整に関すること 所管する事務処理マニュアルの調整 所管する公共的団体の統合に関すること	産業 土木・建築 上・下水道	毛利	
	企画員	毛利 幹夫 <美土里>	福祉・保健部会に関すること 税務部会に関すること 施設等の管理・使用料等の調整に関すること 所管する専門部会の例規の調整に関すること 所管する事務処理マニュアルの調整 所管する公共的団体の統合に関すること 福祉事務所開設に関すること	福祉・保健 税務	中川	
電算統合グループ	電算統合 GL	山縣 勇壮 <吉田>	電算グループの総括に関すること 地域情報化に関すること 次の電算業務に関すること 住民記録・外国人・印鑑・年金・戸籍 教育 住宅 上下水道・浄化槽・し尿処理 広域ネットワーク(LGWAN) 既存データ引取り 電算システム予算管理	企画 戸籍住民 教育 土木建築 上下水道 総務 総務 総務	竹本	
	企画員	竹本 伸治 <美土里>	地域情報化に関すること 次の電算業務に関すること 文書管理・グループウェア 給与・財産・選挙 備品管理・行政財産管理 セキュリティポリシー	企画 総務 総務 総務 総務	山縣	
	企画員	竹田 健市 <向原>	次の電算業務に関すること 貸付金(土地改良)・農家台帳 国保(資格・賦課) 固定資産税・住民税 軽自動車税・法人税・収納・宛名	産業 福祉保健 税務 税務	安田	
	企画員	安田 勝明 <向原>	次の電算業務に関すること 児童手当・老人保健(医療) 保健衛生・心障・介護・被爆者 保育・敬老会 畜犬・貸付金(住宅改修) 幼稚園	福祉保健 福祉保健 福祉保健 福祉保健 教育	竹田	

報告第 2 5 号

合併協定調印式の日程について

合併協定調印式の日程について報告する。

平成 1 5 年 4 月 1 7 日提出

高田郡六町合併協議会
会 長 児玉 更太郎

合併協定調印式の日程について

日時 平成 1 5 年 5 月 2 7 日 (火) 午後 3 時 3 0 分から

場所 吉田運動公園 体育館

合併調印式実施要領（案）について

1．実施日時	平成 15 年 5 月 27 日（火）午後 3 時 30 分から （式典所要時間約 1 時間）	
2．実施場所	吉田運動公園 体育館	
3．主催	吉田町，八千代町，美土里町，高宮町，甲田町，向原町	
4．参集者	県関係	知事，県議会議員 2 名 芸北地域事務所長 1 名
	町関係	法定協議会委員全員 52 名 議会議員全員 56 名 助役，収入役，教育長 18 名
		その他
	計	130 名
5．立会人の署名	法定協議会委員全員	52 名
6．次第	別紙のとおり	
7．調印書	別冊 協定書（案）に掲載のとおり	
8．祝賀会	小宴を開催 ▶ 場所及び形式 体育館フロア（1/2） 円卓（1 卓当たり 10 席程度），立食式 ▶ 出席者の範囲 参集者全員（任意とする） ▶ 内容 オードブル ▶ 経費の負担 会費制とする	
9．その他	各町の協力 ▶ 必要物品（賞状盆，町旗，長机等 各町職員により搬入） ▶ 職員の動員（受付係及び協定書回付係 最低各町 2 名程度） 会場設営について ▶ 前日，事務局職員及び各町職員により設営 ▶ 一部業者委託を予定	

吉田町・八千代町・美土里町・高宮町 甲田町・向原町合併協定調印式次第 (案)

日時：平成 15 年 5 月 27 日(火) 15 時 30 分から
場所：吉田運動公園 体育館

1. 開 会
2. 合併の経過報告
3. 合併協定調印
 - (1) 6 町長署名押印
 - (2) 立会人署名
4. 6 町長代表あいさつ
5. 祝 辞
 - (1) 広島県知事
 - (2) 広島県議会議員
6. 閉 会

* 終了後、祝賀会開催

協議第68号

合併協定書（案）について

合併協定書（案）について，別冊のとおり提案する。

平成15年4月17日提出

高田郡六町合併協議会
会長 児玉 更太郎

平成 年 月 日確認

合併協定書

(案)

平成15年5月27日

吉田町	八千代町	美土里町
高宮町	甲田町	向原町

自治体の存立に関わる基本的な事項

1 合併の方式

高田郡吉田町，同郡八千代町，同郡美土里町，同郡高宮町，同郡甲田町及び同郡向原町を廃し，その区域をもって新しい市を設置する新設合併とする。

2 合併の期日

合併の期日は，平成16年3月1日とする。

3 新市の名称

新市の名称は，「^{あきたかたし}安芸高田市」とする。

4 新市の事務所の位置

新市の事務所の位置は，吉田町の区域内とし，当分の間，高田郡吉田町大字吉田791番地とする。

現在の八千代町，美土里町，高宮町，甲田町及び向原町の役場の位置には，それぞれ支所を置くものとし，住民サービスの低下を招かないよう，支所機能の充実に努める。

5 財産及び債務の取扱い

(1) 6町の所有する財産，公の施設及び債務は，すべて新市に引き継ぐものとする。

(2) 6町に存する財産区の財産は，各財産区の財産としてそのまま新市に引き継ぐものとする。

6 町・字の区域及び名称の取扱い

町・字の区域及び名称の取り扱いについては，従前のとおりとする。ただし「大字」の2文字は表示しない。

7 事務組織及び機構の取扱い

新市における行政組織・機構については，次の方針により整備するものとする。

(1) 組織・機構の整備方針

住民自治を確立し，住民の福祉の増進を図る組織・機構

住民が利用しやすくわかりやすい組織・機構

運営の合理化を図り，簡素で効率的な組織・機構

新市建設計画を円滑に遂行できる組織・機構

指揮命令系統が明確な組織・機構

地方分権（権限移譲）への的確に対応できる組織・機構

新たな行政課題を見据えた組織・機構

なお，支所の組織については，次のとおり整備するものとする。

住民自治の振興に寄与する組織・機構

住民の利便性を確保する組織・機構

(2) 附属機関等の整備方針

6 町に置かれている附属機関等については，原則として統合するものとする。なお，独自に置かれている附属機関等については，実態を考慮し整備するものとする。

委員構成については，6 町のバランスが取れるように適切に配慮するものとする。

8 条例，規則等の取扱い

(1) 6 町に共通して制定されている内容に差異のない例規については，現行の例により新市において制定するものとする。

(2) 6 町ともに制定しているが内容に差異のあるもの，及び一部の町のみ制定されているものについては，事務事業の調整内容等をもとに新市の事務の執行に支障のないように整備するものとする。

9 慣行の取扱い

(1) 市章，市旗，表彰制度については，新市において早期に制定する。

(2) 市民憲章，市木，市花，都市宣言等については，新市において検討する。

(3) 年中行事については，当面原則現行のとおりとする。ただし，補助金等については新市において調整する。

事務事業の一元化に関わる事項

1 0 議会の議員の定数，任期等の取扱い

- (1) 新市の議会の議員の定数については，地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 1 条第 7 項により 2 2 人とする。
- (2) 上記にかかわらず，6 町の議会議員については，市町村の合併の特例に関する法律（昭和 4 0 年法律第 6 号）（以下「合併特例法」という。）第 7 条第 1 項第 1 号の規定を適用し，平成 1 6 年 1 1 月 3 0 日まで引き続き新市の議会の議員として在任する。

1 1 農業委員会委員の定数，任期等の取扱い

- (1) 農業委員会については，合併時に統合するものとし，新市の農業委員会の選挙による委員の定数については，農業委員会等に関する法律（昭和 2 6 年法律第 8 8 号）第 7 条第 1 項及び同法施行令第 2 条の 2 の規定により，3 0 人とする。
- (2) 農業委員会の選挙については，農業委員会等に関する法律第 1 0 条の 2 第 2 項及び同法施行令第 5 条の規定を適用し，当分の間 3 つの選挙区を設け実施する。
- (3) 上記（ 1 ）及び（ 2 ）にかかわらず，農業委員会の選挙による委員については，合併特例法第 8 条第 1 項第 1 号の規定を適用し，平成 1 6 年 8 月 3 1 日まで引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。

1 2 地域審議会の取扱い

合併特例法第 5 条の 4 に規定する地域審議会については，設置しないものとする。

ただし，合併後の新市のまちづくりに住民の意向を反映させ，住民と行政の協働を基調とするまちづくりを推進するために，新市において「まちづくり委員会」（仮称）を条例で設置するものとする。

1 3 地方税の取扱い

- (1) 個人町民税，法人町民税，固定資産税，軽自動車税，特別土地保有税，入湯税及びたばこ税に係る税率については，6 町に相違がないため，市税として現行のとおり新市に引き継ぐ。

- (2) 納期については、次のとおりとする。
 - ア 個人市民税の納期は、6月、8月、10月及び翌年1月の4期とし、各月の1日から末日までとする。
 - イ 固定資産税の納期は、5月、7月、12月及び翌年2月の4期とし、各月の1日から末日までとする。ただし12月については、1日から25日までとする。
 - ウ 軽自動車税の納期は、5月1日から同月31日までとする。
- (3) 固定資産税に係る課税地積及び土地評価方法については、各町単位で従前の方法による。

1.4 一般職の職員の身分の取扱い

- (1) 吉田町、八千代町、美土里町、高宮町、甲田町、向原町、安芸たかた広域連合、高田地区消防組合及び高田郡衛生施設管理組合の一般職の職員は、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。
- (2) 職員の職名及び職階については、合併までに調整するものとする。
- (3) 給与制度については、合併までに調整するものとする。
- (4) なお、現職員の給料については、現給を保障し、合併後新市の給与制度との整合を図るよう調整するものとする。
- (5) 合併後の職員数については、定員適正化計画を策定し、適正化をすすめるものとする。

1.5 特別職の職員の身分の取扱い

- (1) 市長、助役、収入役及び教育長の任期等については、法令の定めるところによる。給与の額については、当面、類似団体の例をもとに合併までに調整する。
- (2) 市議会の議員及び農業委員会の委員の報酬の額については、当面、6町の現行報酬額をもとに合併までに調整する。
- (3) 教育委員会の委員、監査委員、選挙管理委員会の委員及び固定資産評価審査委員会の委員の数及び任期については、法令の定めるところによる。報酬の額については、6町の現行報酬額及び類似団体の例をもとに合併までに調整する。
- (4) その他条例で定める特別職の職員の数、任期、報酬の額等については、6町の現行制度及び類似団体の例をもとに合併までに調整する。
- (5) 市長、助役、収入役及び教育長の給与並びに市議会の議員の報酬の額については、新市の特別職報酬等審議会に諮問し決定する。

16 一部事務組合等の取扱い

(1) 一部事務組合・広域連合

安芸たかた広域連合，高田地区消防組合，高田郡衛生施設管理組合及び高宮町美土里町火葬場組合については，合併の日の前日をもって解散し，すべての事務及び財産を新市に引き継ぐ。なお，一般職の職員は，新市の職員として身分を引き継ぐ。

高田郡6町が加入している広島県市町村職員退職手当組合，広島県市町村公務災害補償組合及び芸北広域環境施設組合については，合併の前日をもって当該組合から脱退し，新市において合併の日に新たに加入する。

美土里町，高宮町，甲田町及び向原町が加入している広島県北情報センター組合については，いずれも合併の前日をもって当該組合から脱退し，新市において合併の日に新たに加入する。

(2) 協議会

芸北広域市町村圏振興協議会については，合併の日の前日をもって当該協議会から脱退し，新市において合併の日に新たに加入する。

(3) その他（法律に基づく団体・組合，事務委託）

地方公務員災害補償基金広島県支部及び広島県市町村職員共済組合については，合併の日の前日をもって当該団体及び組合から脱退し，新市において合併の日に新たに加入する。

公平委員会事務にかかる事務委託については，合併の日の前日をもって当該委託に関する規約を廃する。

吉田町が八千代町に委託している火葬場事務については，合併の日の前日をもって委託に関する協定を廃する。

17 公社・第三セクター等の取扱い

(1) 吉田町土地開発公社及び甲田町土地開発公社については，所有する財産を向原町土地開発公社に譲渡し，合併の日の前日までに解散する。向原町土地開発公社については，新市の土地開発公社として存続するものとする。

(2) (財)吉田町地域振興事業団，(財)八千代町開発公社及び(財)中国自転車振興センターについては，その出捐金を新市に引き継ぐ。なお，(財)八千代町開発公社及び(財)中国自転車振興センターについては，合併までに統合するよう努める。

(3) 第三セクターについては，合併時の出資金全額を新市に引き継ぎ，必要な支援については，新市において調整する。なお，(株)八千代町公

益企画については、合併までに解散する。

- (4) (財)美土里町振興公社及び(財)向原町農業公社については、いずれか一方を存続させ、新市の財団法人として移行させるものとする。

18 使用料、手数料等の取扱い

使用料、手数料等については、次のとおり取り扱うものとする。

- (1) 新市の市民が同一水準のサービスの提供を受ける使用料等については、原則として同一の料金体系となるよう調整するものとし、各種事務事業の取扱いの中で別に定める。また、必要に応じて激変緩和措置を講じるものとする。
- (2) 施設使用料については、原則として現行のとおりとする。ただし、同種または類似の施設の使用料は、可能な限り統一に努める。
- (3) 手数料については、住民の一体性及び負担の公平性の確保を図る観点から、合併時に統一する。

19 公共的団体等の取扱い

公共的団体等については、新市の一体性を確保するため、それぞれの実情を尊重しながら、統合整備について次のとおり調整に努める。

- (1) 6町に共通する団体又はこれに準じる団体については、できる限り合併時に統合できるよう調整するものとし、統合に時間を要する団体については、将来の統合に向けて検討が進められるよう調整に努める。
- (2) 各町独自の団体については、原則として現行のとおりとする。

20 補助金、交付金等の取扱い

各種補助金、交付金等については、従来からの経緯、実情等に配慮しながら、公共的必要性、有効性、公平性の観点から見直した上で、新市において調整する。

- (1) 同一あるいは同種の補助金等については、関係団体の理解と協力を得て統一の方向で調整する。
- (2) 独自の補助金等については、従来からの経緯、実績及び目的等を考慮し、均衡を保つよう調整する。
- (3) 整理統合できる補助金等については、統合・廃止するよう調整する。

21 国民健康保険事業の取扱い

- (1) 国民健康保険税率については、医療制度改革及び医療費の動向を見定め設定する。なお、急激な国民健康保険税額の増加が見込まれる場

合は、移行期間を設け、その財源は、各町が合併時に持ち寄る国民健康保険財政調整基金により補てんする。

- (2) 国民健康保険税における本算定日は、8月1日とする。
- (3) 納期については、4月、7月、8月、9月、10月、11月、1月及び2月の8期とし、各月の1日から末日までとする。
- (4) 国民健康保険給付事業については、現行のとおり行う。
- (5) 各種保健事業については、新市において速やかに国民健康保険保健事業計画を策定し実施する。

2.2 消防団の取扱い

- (1) 消防団については、合併時に統合し、現役団員は新市消防団員として引き継ぐ。
- (2) 組織については、合併までに調整する。なお、分団等の組織は、原則現行のとおりとする。
- (3) 美土里町消防音楽隊については、新市消防音楽隊として引き継ぐ。
- (4) 消防団員の定員については、合併時の定数の合計とする。
- (5) 任免、給与、服務、階級については、合併時に統一する。
- (6) 服制については、新市において段階的に統一する。
- (7) 出動体制、指揮命令系統については、合併時に定める。
- (8) 消防施設及び資機材の管理については、現行のとおりとする。

2.3 行政区の取扱い

- (1) 行政区等の範囲については、現行のとおりとする。
- (2) 行政区等の名称（総称）については「行政区」、行政区に置く職員の名義については「行政嘱託員」とし、合併時に統一する。
- (3) 個々の行政区等の名称については、現行の名称の前に旧町名をつけることとする。
- (4) 行政嘱託員の任期及び報酬の算定基礎については、合併時に統一する。

2.4 各種事務事業の取扱い

2.4.1 姉妹都市等の取扱い

- (1) 吉田町の防府市姉妹都市縁組については、新市に引き継ぐ。
- (2) 全国吉田町同名姉妹縁組及び八千代同名市町姉妹都市協定並びに両町の全国同名交流事業については、当面継続しながら、関係市町村と協議調整する。

- (3) 吉田町の防府市姉妹都市交流事業及び美土里町の徳島県穴喰町交流事業については、新市に引き継ぐ。

2.4.2 国際交流事業の取扱い

- (1) 高宮町の国際姉妹都市縁組については、新市に引き継ぐ。
- (2) 高宮町・向原町の国際交流事業については、新市に引き継ぐ。

2.4.3 電算システム事業の取扱い

電算システム事業の取扱いについては、行政サービスの低下を招かないよう合併時に電算システムの統合を図る。

2.4.4 広報広聴関係事業の取扱い

- (1) 広報誌については、毎月発行とする。
- (2) 広報誌は各戸配布し、関係機関についても配布する。
- (3) 配布方法は現行制度に準じる。
- (4) 市勢要覧については、新市において新たに作成する。
- (5) 行政懇談会等の広聴活動については、継続する。実施方法等については新市において調整する。

2.4.5 納税関係の取扱い

- (1) 全期前納報奨金については、第1期に全額納付した者に限り交付し、その割合は100分の0.3とする。交付限度額は設けない。
- (2) 納税組合の納税奨励金については、納税事務手数料相当額を交付する。
- (3) 完納報奨金については、廃止する。

2.4.6 消防防災関係の取扱い

- (1) 防災会議については、合併時に新たに設置する。
- (2) 地域防災計画については、新市において速やかに策定する。
- (3) 防災無線の統合については、新市において情報伝達施設設備の整備とあわせ総合的に検討する。
- (4) 高田郡6町または郡内の一部の町が、他市町村及び郵便局等と締結している各種相互応援協定等については、新市に引き継ぐ。高田郡6町間で締結している各種相互応援協定は、合併の前日に廃する。
- (5) 消防施設整備については、新市において調整する。
- (6) 私設消防の取扱いについては、現行のとおりとする。

(7) 消防表彰制度については、合併までに調整し、新市に引き継ぐ。

2.4 7 窓口業務の取扱い

- (1) 窓口業務の取り扱いについては、住民サービスの低下を招かないよう、原則として現行どおりとする。
- (2) 市役所及び支所以外での住民票等の交付については、新市においてもサービス拡充の方向で取り組むものとする。

2.4 8 障害者福祉事業の取扱い

障害者福祉事業については、安芸たかた広域連合で諸事業を実施してきた実績を踏まえ、さらに施策の充実を図ることを原則として、次のとおり調整する。

- (1) 障害者福祉計画については、高田郡障害者プランを当面引き継ぎ新市において調整する。
- (2) 国又は県が定める事業については、現行の制度を基準に新市において調整し、実施する。
- (3) 安芸たかた広域連合で実施してきた事業については、新市に引き継ぎ実施する。
- (4) 重度心身障害者通院通所交通費助成事業及び腎臓機能障害者通院助成事業については、難病患者、知的障害者、身体障害者及び精神障害者も含めた総合的な制度を合併までに調整し、新市において実施する。
- (5) 障害者健康診査事業については、高田郡障害者プランに基づき、新市において早急に実施するよう努める。
- (6) 重度身体障害者訪問審査事業については、新市全域へサービスの拡大を図る。
- (7) 進行性筋萎縮症者療養等給付事業については、吉田町及び八千代町の例により、新市全域へサービスの拡大を図る。
- (8) 障害者住宅整備資金貸付事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- (9) 障害者介護手当支給事業については、合併までに調整し、新市全域へサービスの拡大を図る。

2.4 9 高齢者福祉事業の取扱い

高齢者福祉対策については、新市の重要な課題であり、施策を充実させることを原則として、次のとおり調整する。

- (1) 老人保健福祉計画については、健康づくりマスタープラン及び介護保険事業計画との整合を図りながら、新市において策定する。
- (2) 高齢者等の生活支援事業、介護予防・生きがい活動支援事業等介護予防・生活支援サービスについては、新市全域へサービスの拡大を図る。
- (3) 日常生活用具給付事業については、新市においても、国の基準に基づき引き続き実施する。
- (4) 日常生活用具貸与事業については、社会福祉協議会の統合に合わせ合併までに調整する。
- (5) 老人福祉電話貸与事業については、現在貸与している機器につき事業を継続するが、新規貸与は行わない。
- (6) 寝たきり老人訪問歯科診療については、当面現行どおり新市に引き継ぎ、新市において、新市全域へサービス拡大を図る。
- (7) 高齢者住宅整備資金貸付事業については、八千代町、美土里町、高宮町、甲田町及び向原町の例により実施する。
- (8) 特別養護老人ホーム百楽荘ならびに地域交流ホーム建設資金借入金利子助成については、新市に引き継ぐ。
- (9) 高齢者サービス総合調整推進事業については、安芸たかた広域連合において実施している事業を新市に引き継ぐ。
- (10) 金婚祝い金及び金婚記念品支給事業については、廃止する。
- (11) 敬老会については、地域の実情に応じ、社会福祉協議会あるいは地域振興団体等と調整し実施する。
- (12) 福祉大会については、新市では1会場で実施する。表彰規程等については、新市において調整する。
- (13) 敬老祝い金及び敬老祝い品支給事業については、新市において調整する。
- (14) 寝たきり老人等介護見舞金(手当金)支給事業については、在宅介護を支援する事業として、新市においても実施する。対象者、支給額については合併までに調整する。
- (15) 老人医療費助成事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- (16) 社団法人吉田町シルバー人材センター及び社団法人甲田町シルバー人材センターについては、新市において統合が図られるよう支援する。なお、八千代町シルバー能力活用センター、美土里町高齢者能力活用協会、高宮町高齢者能力活用協会及び向原町シルバーセンターについては、新市のシルバー人材センターに統合するよう調整する。

2 4 1 0 児童福祉事業の取扱い

児童福祉事業については、各町でのこれまでの取り組みを踏まえ、新市においても事業の充実を図ることを原則として次のとおり調整する。

- (1) 児童館・放課後児童対策事業については、当面現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において事業の拡大を図る。
- (2) その他児童福祉施設については、新市に引き継ぐ。
- (3) 乳幼児医療費支給事業については、向原町の例により実施する。

2 4 1 1 保育事業の取扱い

- (1) 保育料に係る年齢区分、階層区分及び徴収基準額については、新市において速やかに統一するものとし、平成 1 8 年度までの間必要に応じ緩和措置を講じるものとする。
- (2) 同一世帯から 2 人以上の児童の入所がある場合は、2 人目を基準額の 2 分の 1 の額、3 人目を基準額の 1 0 分の 1 の額とする。母子世帯等に対する減額措置については、国の基準を基に新たに定める。
- (3) 保育所の開所時間については、平日は午前 7 時 3 0 分から午後 6 時 3 0 分まで、土曜日は午前 7 時 3 0 分から午後 1 時までとする。保育所の休日については、日曜日、祝・祭日及び 1 2 月 2 9 日から 1 月 3 日までの間とする。
- (4) 乳児保育及び障害児保育については、現行のとおり新市に引き継ぎ、早期に統一するよう努める。
- (5) その他各保育所で取り組んでいる事業については、現行のとおり実施する。
- (6) 民間保育所運営補助については、国の基準により引き続き実施する。

2 4 1 2 その他の福祉事業の取扱い

その他の福祉事業については、各町でのこれまでの取り組みを踏まえ、新市全域へサービスの拡大を図るよう調整する。

- (1) 民生・児童委員協議会については、合併時に統合する。
- (2) 民生委員推薦会については、新市において、民生委員法（昭和 2 3 年法律第 1 9 8 号）に基づき新たに設置する。
- (3) 母子福祉資金及び寡婦福祉資金貸付事業、父子家庭等援護事業及び児童扶養手当支給事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- (4) ひとり親家庭等医療費支給事業については、広島県ひとり親家庭等医療費支給条例に準じ事業を実施する。
- (5) 生活保護事業については、国、県の福祉制度により、新市において

実施する。

- (6) 戦没遺族支援事業,原爆被爆者援護事業及び災害援護事業については,現行のとおり新市に引き継ぐ。
- (7) 行旅死病人・行旅困窮者援護事業については,近隣市の状況を参考に合併時まで調整する。

2 4 1 3 保健衛生事業の取扱い

保健衛生事業については,生涯をとおして健やかに暮らせるまちづくりをめざし,各町のこれまでに取り組みを踏まえ,新市の施策を充実させることを原則として調整する。

- (1) 保健センターについては,現行のとおり新市に引き継ぐ。なお甲田町においては,「ふれあいセンターこうだ」を保健センターとして位置づける。
- (2) 救急医療制度については,現行のとおり新市に引き継ぐ。
- (3) 保健関係施策については,次のとおり調整する。
 - ア 母子保健事業計画については,新市において策定する。
 - イ 乳幼児健康診査事業については,4~6ヶ月,10~12ヶ月,1歳半,2歳半,3歳半及び5歳を基準年齢として実施する。
 - ウ 母子保健指導事業・母子健康教室については,母子の健康相談及び交流の場として,公民館活動等と連携をとりながら,事業の拡大を図る。
 - エ 健康教育事業,健康指導事業及び機能訓練事業については,国の基準に基づき実施する。
 - オ 総合健診・老人健診事業については,当分の間現行のとおり実施し,新市において調整する。また人間ドック助成事業については,合併までに調整し,実施する。
 - カ 歯科保健事業については,各年代(年齢)に応じた事業を引き続き実施する。
 - キ 予防接種事業については,予防接種法(昭和23年法律第68号)及び結核予防法(昭和26年法律第96号)に基づいた接種は原則個別接種で実施する。集団接種が望ましいポリオ,ツベルクリン反応検査及びBCG接種については,保健センター及び各学校において集団接種する。

2 4 1 4 公立診療所の取扱い

公立診療所については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

2 4 1 5 ごみ収集運搬業務の取扱い

ごみ収集運搬業務は、現行のとおり新市に引き継ぐ。

2 4 1 6 し尿収集運搬業務の取扱い

(1) し尿の収集運搬については、合併までに委託制とし、新市に引き継ぐ。

(2) 浄化槽汚泥の収集運搬については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

2 4 1 7 その他の環境衛生事業の取扱い

(1) 一般廃棄物処理基本計画については、新市において速やかに策定する。

(2) ごみ減量化施策については、新市においても引き続き実施する。

ア 生ごみ処理機の設置補助事業については、当分の間継続実施するものとし、補助額については、購入価格の2分の1に相当する額又は2万円のいずれか低い額とする。

イ 集団資源ごみ回収奨励金については、リサイクルの啓発、分別収集の意識を図るため引き続き実施する。奨励金の額については、吉田町の例による。

ウ ごみ収集ステーション設置補助事業については、新市においても引き続き実施し、補助額については、新設1施設につき購入価格の2分の1に相当する額又は4万円のいずれか低い額とする。

(3) 風俗営業に関する条例・規則については、新市において新たに制定する。

(4) 火葬場については、新市に引き継ぐものとし、火葬場の使用料については、次表のとおりとする。

区 分	使用料
大人(12歳以上)一体につき	25,000円
小人(12歳未満)一体につき	12,500円
死産児	6,000円
手術肢体・胎盤・産汚物の焼却 (30cm未満の立方体におさまるもの)	6,000円

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・ 蓬莱苑及び流雲閣については、霊柩車の使用料として6,000円を加算する。・ 新市の市民でない者の使用料については、上記金額の2倍とする。 |
|---|

- (5) 公営墓地の管理運営については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- (6) 狂犬病予防注射については、定期1回、臨時1回の年2回とする。
- (7) 公衆衛生推進協議会については、統合を支援し、補助金については、新市において調整する。
- (8) 環境基本計画については、新市において速やかに策定する。
- (9) 公害防止施策については、新市においても引き続き実施する。
 - ア 公害防止協定及び覚書については、すべて新市に引き継ぐものとする。
 - イ 騒音測定、水質調査及び重金属水質検査については、原則現行のとおり行う。

2.4 1.8 同和対策・同和教育事業の取扱い

同和対策・同和教育については、一般対策への移行を行う。新市においては、6町のこれまでの成果と国・県の方針を踏まえ、広く人権対策に関する基本指針を策定するとともに、行政機構に総合的な人権対策に関する窓口を設け、総合的・計画的に推進する。

(1) 同和対策事業について

- ア 同和福祉援護資金・支度金給付事業及び貸付事業のうち、人材育成につながる事業については、一般対策への移行措置を講じる。生活扶助を目的とする事業及び貸付事業については、一般事業への移行もしくは廃止の方向で調整する。
- イ 隣保館については、国が定めた隣保館設置運営要綱（平成14年8月29日）に基づき、人権会館として広く人権相談・人権啓発の拠点としての活用を図る。

(2) 同和教育事業について

- ア 人権啓発及び人権教育事業については、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律(平成12年法律第147号)に基づき、新市においても積極的に推進する。
- イ 同和奨学金については、一般事業への移行を図り、充実させる。

2 4 1 9 農林水産関係事業の取扱い

- (1) 農業振興地域整備計画及び事業関連計画については、当面現行のとおりとし、新市において新たに計画を策定する。
- (2) 農業振興関係国・県補助事業については、新市においても引き続き実施する。
- (3) 農業振興施策及び農地流動化に係る各種事業については、担い手の育成及び農地の保全等を推進するため、新市において調整し実施する。
- (4) 生産調整事業については、国の施策の動向に対応し、新市において調整する。
- (5) 中山間地域等直接支払制度については、新市においても引き続き実施する。
- (6) 畜産振興関係補助事業については、新市において調整し、引き続き実施する。
- (7) 都市農村交流事業については、現行のとおり引き継ぎ、新市において事業の拡充を図る。
- (8) 林業関連計画については、当面現行のとおりとし、新市において新たに計画を策定する。
- (9) 流域森林総合整備事業等の国・県補助事業については、新市においても引き続き実施する。
- (10) 有害鳥獣対策事業については、吉田町の例を参考に、新市において基準を策定する。
- (11) 有害鳥獣駆除については、現行制度を尊重しつつ、新市において調整し、統一した基準を定める。
- (12) 水産振興事業については、現行制度を尊重しつつ、新市において調整する。
- (13) 地籍調査事業については、当面引き続き実施し、新市において新たな計画を策定する。

2 4 2 0 商工・観光関係事業の取扱い

商工・観光関係事業については、産業の振興及び地域活性化を図るため、新市において引き続き事業の推進に努めるものとする。

- (1) 商工会については、それぞれの事情を尊重しながら統合に向けた環境の整備に努めるものとする。
- (2) 商工会助成については、現行制度を尊重しつつ新たな交付要綱を定め、金額については新市において調整する。
- (3) 商店街にぎわい創出事業補助金、たばこ小売組合助成、カード会運

営事業補助金及び中小商業振興資金利子補給事業補助金については、新市において調整し、新市における商工会助成金の中にも含めるものとする。

- (4) 企業誘致事業については、定住のための雇用の場の確保に向けて、新市においても継続的な企業誘致の取り組みを進める。
- (5) 観光関係事業については、現行のとおり引き継ぎ、新市において観光資源を有効活用した広域的な観光振興を図る。

2.4 2.1 建設関係事業の取扱い

建設関係事業の取扱いについては、新市建設計画に基づき計画的に実施する。継続事業については、新市においても引き続き実施する。

- (1) 町道については、現行のとおり新市に引き継ぎ、新たな認定基準については、新市において統一する。
- (2) 町道維持管理事業については、当面現行のとおり引き継ぎ、新市において調整する。
- (3) 駐車場及び駐輪場については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- (4) 公営住宅については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- (5) 農林土木関係単独事業については、新市において調整する。
- (6) 農道及び林道については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- (7) 公共土木関係事業及び農林土木関係事業の受益者分担金については、新市において調整する。
- (8) 土地改良区については、現行のとおり新市に引き継ぎ、各町単位での統合に向けて調整する。

2.4 2.2 水道事業の取扱い

水道事業の取扱いについては、新市建設計画に基づき計画的に実施する。継続事業については、新市においても引き続き実施する。

- (1) 上水道事業については、吉田町及び甲田町の上水道事業を統合し、新市において新たな公営企業を設置する。
- (2) 簡易水道事業等については、統合し、新市において新たな特別会計を設ける。
- (3) 加入者分担金については、合併後3年間は各町の例により、その後2年間で吉田町の例により調整を図る。
- (4) 使用料については、当面は現行のとおりとし、新市において経営分析を行い調整する。
- (5) 新市における加入者分担金及び使用料については、事業の別によら

ず一元的な料金体系とする。

(6) 飲料水供給施設補助事業については、新市において制度化を図る。

2.4.2.3 下水道事業の取扱い

下水道事業の取扱いについては、新市建設計画に基づき計画的に実施する。継続事業については、新市においても引き続き実施する。

(1) 受益者負担金については、合併後3年間は各町の例により、その後2年間で吉田町の例により調整を図る。

(2) 使用料については、合併後2年間は各町の例により、3年目に吉田町の例により調整を図る。

(3) 新市における受益者負担金及び使用料については、事業の別によらず一元的な料金体系とする。

2.4.2.4 通学区域の取扱い

小学校及び中学校の通学区域については、原則として現行のとおり新市に引き継ぐ。

2.4.2.5 学校教育事業の取扱い

(1) 幼稚園については、原則として現行のとおり新市に引き継ぎ、幼稚園保育料、幼稚園保育料減免措置等については、合併までに調整する。

(2) 就学指導委員会については、新市において新たに設置する。

(3) 学校寄宿舎、学校林、教員住宅等については、原則として現行のとおり新市に引き継ぐ。

(4) 就学援助費については、国の基準により統一する。

(5) 遠距離児童生徒通学費補助については、当面現行のとおりとし、新市において調整する。

(6) スクールバスの運行については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

(7) 学校教育関係補助金については、合併までに補助基準を統一し交付する。

(8) 幼稚園・学校給食については、当面現行のとおりとし、新市において調整する。

2.4.2.6 社会教育事業の取扱い

社会教育事業については、新市においても学習機会・情報の提供に努め、生涯学習の振興及び生活文化の向上を図る。

(1) 社会教育関係施設については、新市に引き継ぐ。

- (2) 公民館活動等については、原則として現行のとおり新市に引き継ぐ。
なお、成人式については統合して実施する。
- (3) 青少年育成事業については、原則として現行のとおり新市に引き継ぐ。
- (4) 指定文化財については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- (5) 図書館等の管理運営については、当面現行のとおり新市に引き継ぎ、
休館日及び開館時間については新市において調整する。
- (6) スポーツ行事については、原則として現行のとおり新市に引き継ぐ。
- (7) 学校教育施設のスポーツ開放については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- (8) 社会教育委員、公民館運営審議会、文化財保護審議会及び体育指導委員については、新市において設置する。なお、定数及び任期については合併までに調整する。

2.4 2.7 地域振興施策の取扱い

地域振興施策については、新市に引き継ぎ、地域づくり活動が充実するよう育成支援する。

2.4 2.8 社会福祉協議会の取扱い

- (1) 社会福祉協議会の統合については、各社会福祉協議会の事情を尊重しながら、合併時に統合できるよう調整に努める。
- (2) 社会福祉協議会に対する助成については、社会福祉協議会において調整する統合時の各事業の目的や効果を基に、新市移行までの間に調整を図る。
- (3) 社会福祉協議会への委託事業については、新市全域に同等な福祉サービスを提供するうえで、地域の実情から社会福祉協議会が最適である場合については、社会福祉協議会に委託する。

新市建設計画

別冊のとおり《省略》

美 土 里 町 長 (署名, 押印)

高 宮 町 長 (署名, 押印)

甲 田 町 長 (署名, 押印)

向 原 町 長 (署名, 押印)

立 会 人

吉 田 町 議 会 議 長 (署名)

吉 田 町 議 会 副 議 長 (署名)

吉 田 町 議 会 議 員 (署名)

合 併 協 議 会 学 識 経 験 者 (署名)

合 併 協 議 会 学 識 経 験 者 (署名)

合 併 協 議 会 学 識 経 験 者 (署名)

合 併 協 議 会 学 識 経 験 者 (署名)

立 会 人

八千代町議会議長 (署名)

八千代町議会副議長 (署名)

八千代町議会議員 (署名)

合併協議会学識経験者 (署名)

合併協議会学識経験者 (署名)

合併協議会学識経験者 (署名)

合併協議会学識経験者 (署名)

立 会 人

美土里町議会議長 (署名)

美土里町議会副議長 (署名)

美土里町議会議員 (署名)

合併協議会学識経験者 (署名)

合併協議会学識経験者 (署名)

合併協議会学識経験者 (署名)

合併協議会学識経験者 (署名)

立 会 人

高宮町議会議長 (署名)

高宮町議会副議長 (署名)

高宮町議会議員 (署名)

合併協議会学識経験者 (署名)

合併協議会学識経験者 (署名)

合併協議会学識経験者 (署名)

合併協議会学識経験者 (署名)

立 会 人

甲 田 町 議 会 議 長 (署名)

甲 田 町 議 会 副 議 長 (署名)

甲 田 町 議 会 議 員 (署名)

合 併 協 議 会 学 識 経 験 者 (署名)

合 併 協 議 会 学 識 経 験 者 (署名)

合 併 協 議 会 学 識 経 験 者 (署名)

合 併 協 議 会 学 識 経 験 者 (署名)

立 会 人

向 原 町 議 会 議 長 (署名)

向 原 町 議 会 副 議 長 (署名)

向 原 町 議 会 議 員 (署名)

合 併 協 議 会 学 識 經 験 者 (署名)

合 併 協 議 会 学 識 經 験 者 (署名)

合 併 協 議 会 学 識 經 験 者 (署名)

合 併 協 議 会 学 識 經 験 者 (署名)

立 会 人

合併協議会学識経験者 (署名)

合併協議会学識経験者 (署名)

合併協議会学識経験者 (署名)

合併協議会学識経験者 (署名)

協議第 6 9 号

安芸高田市市章選考方法について

安芸高田市市章選考方法について提案する。

平成 1 5 年 4 月 1 7 日提出

高田郡六町合併協議会
会 長 児玉 更太郎

安芸高田市市章選考方法について

- (1) 安芸高田市の市章候補を選考するため、別紙「安芸高田市市章候補選考小委員会設置要綱」により、小委員会を設置する。
- (2) 安芸高田市の市章は、別紙「安芸高田市市章募集要項」により広く公募を行う。
- (3) 安芸高田市の市章は、小委員会において別紙「安芸高田市市章候補選考要領」により、応募された作品の中から候補 5 点を選考し、6 町の住民投票を実施した上で、高田郡六町合併協議会において決定する。

平成 年 月 日確認

安芸高田市市章候補選考小委員会設置要綱（案）

（設置）

第1条 安芸高田市の市章を選考するため、高田郡六町合併協議会小委員会規程（以下「規程」という。）に基づき、「安芸高田市市章候補選考小委員会」（以下「小委員会」という。）を設置する。

（目的）

第2条 小委員会は、次の各号に掲げる事項について、協議又は調整を行うことを目的とする。

- （1） 安芸高田市市章候補の選考
- （2） その他、上記選考に関し小委員会の運営上必要な事項

（構成）

第3条 小委員会は、高田郡六町合併協議会（以下「協議会」という。）の委員13名で構成する。

- （1） 規約第9条第1号に定める委員代表1名
- （2） 規約第9条第2号に定める委員各町1名
- （3） 規約第9条第3号に定める委員各町1名

（委員長及び副委員長）

第4条 小委員会に委員長及び副委員長各1名を置く。

第5条 委員長及び副委員長は、規程により委員の互選により定める。

（会議）

第6条 小委員会は、規程により必要に応じ委員長が招集し随時開催するものとする。

（報告）

第7条 委員長は、小委員会での協議過程について、規程により随時協議会の会議に報告するとともに、検討結果については協議会に諮るものとする。

（庶務）

第8条 小委員会の会議の庶務は、規程により協議会事務局において処理する。

（解散）

第9条 小委員会は、その目的を達成したときをもって解散する。

（雑則）

この要綱に定めるもののほか、小委員会の運営に関し必要な事項は規程により会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年4月17日から施行する。

安芸高田市市章募集要項（案）

（趣旨）

1. この要項は、高田郡6町が平成16年3月1日に合併して誕生する安芸高田市の市章を制定するにあたり、安芸高田市の基本理念である「人 輝く・安芸高田」にふさわしいデザインを広く公募することを目的とする。

（募集する市章）

2. 募集する市章は、次のとおりとする。
 - （1）安芸高田市のキャッチフレーズである「人 輝く・安芸高田」にふさわしい「市章」であること。
 - （2）市旗、バッジ等にも使用できるデザインであること。
 - （3）用紙の地色を含め、4色以内であること。なお、グラデーション（色の濃淡を連続的に階調で表現すること）は不可とする。
 - （4）他市章及び他商標等と類似しないものであること。
 - （5）単色で表現しても、イメージや安定感が損なわれないものであること。
 - （6）自作の未発表作品であること。

（応募方法等）

3. 応募の条件、方法、期間等については、次のとおりとする。
 - （1）応募の資格は問わない。また同一人の応募は何点でも可能とする。
 - （2）応募は、応募用紙又は縦横15センチメートルの枠を書いたA4白色用紙を縦長で使用し、用紙1枚につき1作品とする。
 - （3）応募に当たっては、「デザインの趣旨」、「郵便番号」、「住所」、「氏名（ふりがな）」、「年齢」、「性別」及び「電話番号」を用紙に記載すること。
 - （4）応募は、持参又は封書による郵便とする。
 - （5）応募先は、高田郡六町合併協議会事務局とする。

〒731-0521 広島県高田郡吉田町常友 1564-2
広島県芸北地域事務所吉田第二分庁舎 3F
電話 0826-47-4021

（応募期間）

4. 応募期間は、平成15年6月1日から平成15年7月15日までとする。
なお、郵便で応募の場合、締め切り当日の消印有効とする。

（市章の決定）

5. 安芸高田市市章は、「安芸高田市市章候補選考小委員会」において、応募された作品の中から候補5点を選考し、6町の住民投票で選定した上で、高田郡六町合併協議会において決定する。

(採用作品の発表)

6. 広報，ホームページで発表し，採用作品応募者に通知する。

(賞金)

7. 採用作品応募者及び候補作品応募者に，次の賞を贈呈する。なお，賞金は受賞者が未成年者の場合，その保護者に代理授与する。

(1) 採用作品(1点)応募者 最優秀賞(賞金30万円)

(2) 候補作品(4点以内)応募者 優秀賞(賞金3万円)

(記念品)

8. 市章選考の住民投票を行っていただいた全員の中から，抽選により30名に記念品(2,000円相当)を贈呈する。

(著作権等)

9. 著作権等の取扱いについては，次のとおりとする。

(1) 採用作品の関する一切の権利は，高田郡六町合併協議会及び安芸高田市に帰属する。

(2) 応募作品は返却しない。

(3) 作品の採用に当たっては，若干の補正を加える場合がある。

(4) 採用作品の使用に当たっては，モノクロで使用する場合がある。

(その他)

10. その他，安芸高田市市章の選定に関し，必要な事項については，高田郡六町合併協議会において定める。

安芸高田市 市章応募用紙

ちらしの
裏面を利用
歳

応募者	しめい 氏名 性別・年齢	(男・女)
	住 所 〒	
	電 話 番 号 () -	

図柄

この枠のサイズ
15 cm × 15 cm

デザインの趣旨

